

## 令和7年度みやぎ型農福連携普及拡大事業業務仕様書

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が実施する「令和7年度みやぎ型農福連携普及拡大事業業務」（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### 1 本業務の目的

農業・農村における高齢化及び人口減少による担い手の減少への対策が急務となっている一方で、障害者の就労機会等の改善も課題となっており、農福連携への関心が高まっている。

本業務は、本県における農業法人等の農業者と福祉関係事業者による農産物の生産販売等を目的とした農福連携の普及拡大を目的とし、農福連携の普及啓発活動及びマッチング支援を実施するものとする。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月10日まで

### 3 本業務の内容

受託者は、農福連携に係る課題解決のために必要な専門家として、農業分野及び福祉分野においてそれぞれ1者以上、さらにその他に必要な各種専門家（中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等）が参画した事業推進体制を構築することにより、以下の事業を実施すること。

なお、事業推進体制構築においては、必要に応じて外部機関との連携もできるものとする。

#### (1) 農福連携普及啓発事業

##### イ セミナーの開催

(イ) 農業者、福祉関係事業者等を対象として、農福連携の理解醸成のためのセミナー等を開催すること。

(ロ) 県内で1回以上開催するものとし、十分な参加者が見込まれるよう開催すること。

(ハ) セミナー参加者等からの各種問合せ・相談について、必要に応じて各関係機関と連携し、対応を図ること。

##### ロ 現地視察研修会の開催

農業者、福祉関係事業者等を対象として、農福連携に取り組む現場を1回以上視察し、農福連携の理解促進と実践事例の共有を図ること。

#### (2) 農福連携マッチング支援事業

##### イ マッチング支援のための実態調査・パンフレットの作成

(イ) 農福連携の普及啓発及びマッチング支援につなげるパンフレットを作成するため、農業者や福祉関係事業者等を対象に、受託可能な農作業の種類及び報酬単価の事例を4件以上収集・整理すること。調査に当たっては、実際に行われた作業内容やその頻度、作業手順の概要、報酬設定の考え方など、農福連携に取り組もうとする者にとって実務の参考となる情報を把握すること。

(ロ) 実態調査の結果をもとに、受託可能な農作業の種類や請負報酬単価の目安、取組時の留意点等を整理し、農福連携に取り組む上で参考となるパンフレットを作成すること。また、本事業で実施する農福連携試行的取組の内容及び成果についても、実践事例としてパンフ

レットに掲載すること。パンフレットは1,000部程度を想定しているが、内容を含め県と調整して作成すること。

#### ロ 農福連携試行的取組の実施

(イ) 農業者と福祉関係事業者が連携し、障害者による農作業への取組を試行的に実施し、継続的に従事できる農作業の種類や内容を整理すること。

(ロ) 農業者が福祉事業所に農作業を委託し、障害者による作業の可否や適性を確認し、委託可能な農作業の種類や作業内容、作業手順などを把握・整理すること。

(ハ) 県内3か所以上で実施し、地域特性や作物、作業内容に配慮して選定すること。

#### ハ 「みやぎ農福連携推進ネットワーク」を活用した支援

(イ) 「みやぎ農福連携推進ネットワーク」に加入する構成員を対象として、農業分野及び福祉分野それぞれの関係機関が相互に関わることのできる体制を構築するための会議を1回以上開催すること。

(ロ) 会員相互の情報共有を図るため、メール等を活用し定期的に情報提供を行うこと。

#### ニ マッチング支援

農業者、福祉関係事業者、関係機関等からの要望及び実態調査の結果を活かし、農業者と福祉関係事業者に対して5件以上のマッチング支援を実施すること。マッチング支援は各種専門家を活用するほか、各地域の行政機関や関係機関等と情報共有を図り、支援を行うこと。

### 4 業務上の注意事項（一般原則）

(1) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失し、又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。

(2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。

(3) 本業務により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については発注者に帰属するものとする。

(4) 本仕様書にあらかじめ定められた業務を除き、業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上、決定する。

(5) 受託者は、本仕様書3の内容に伴う書類及び帳簿、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

(6) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、委託金を支払わず、また、既に支払った委託金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

### 5 成果品

(1) 「令和7年度みやぎ型農福連携普及拡大事業業務」実績報告書 1部

(2) 業務完了報告書 1部

(3) パンフレット及び電子データ

(4) 上記の様式、提出期限等の詳細は、別途指示するものとする。

### 6 その他

(1) 本業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整の上、実施するものとする。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受託者の間でその都度協議するものとする。